ご注意ください 市・県民税、所得税申告

問い合わせ先　市税務課
☎30-6140番、FAX22-1398番

確定申告書は「第二表」も省略せずにご記入ください

これまで、彦根市では市・県民税（以下、住民税）の課税を行うために、確定申告書の記載内容だけで確認できない項目は、添付資料を税務署で閲覧し、正確な課税に努めてきました。しかし、電子申告（e-TAX）などの普及により、添付資料を省略する人が増加したため、確認できないケースが増えています。

所得税に影響がないからと記載を省略すると、住民税で控除できずに税額に影響することがあります。確定申告をするときは、確定申告書の「第一表」だけでなく、「第二表」も省略せずに記入してください。また、「住民税に関する事項」欄も記入をお願いします。

確定申告書の詳しい書き方は、「所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。

公的年金等を受給している人の確定申告の手続きが変更になりました

平成23年分の確定申告から、公的年金などに係る雑所得がある人で、「公的年金等の収入金額が400万円以下」かつ「公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下」に該当する場合、所得税の確定申告書の提出が不要になりました。ただし、住民税の申告は必要となる場合がありますので、ご注意ください。

平成24年度から適用される個人住民税の改正について

扶養控除の見直しと同居特別障害者加算の特例措置が改正されました。所得税は平成23年分から、個人住民税は平成24年度課税から適用されます。

扶養控除の見直し

見直し図は下のとおりです。子ども手当てができたため、年少扶養親族（年齢が16歳未満の扶養親族）に対する扶養控除が廃止されます。

高校の授業料無料化に伴い、特定扶養親族（年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族）のうち、年齢が16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止され、扶養控除の額が33万円になります。年齢が19歳以上23歳未満の人の扶養控除額は変わらず45万円のままです。

なお、住民税の課税については、一定の所得以下（非課税基準）の人について、均等割、所得割を課税しない制度があります。この算定には、扶養親族の人数を用います。扶養控除の見直しに伴い、年少扶養親族（年齢が16歳未満の扶養親族）に対する扶養控除は廃止されますが、住民税の算定（非課税基準の算定）には扶養親族の人数として算入されます。

確定申告書と市・県民税申告書にある、「16歳未満扶養親族」欄に16歳未満の扶養親族の氏名などを必ずご記入ください。

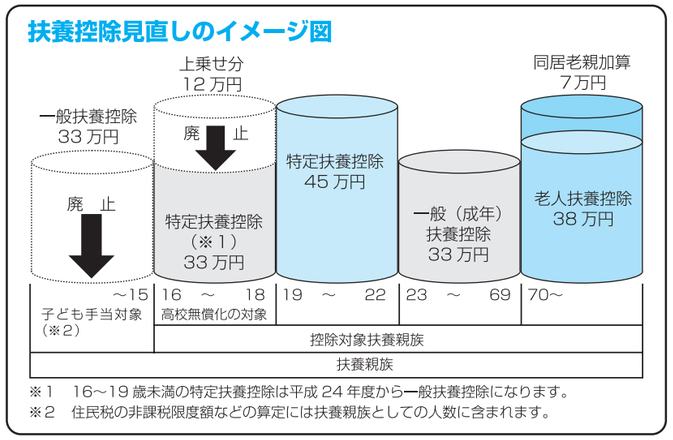

同居の特別障害者に対する障害者控除の見直し

これまで所得割の納税義務者の控除対象配偶者または扶養親族などが特別障害者で同居する場合は、配偶者控除または扶養控除の額に同居特別障害者加算23万円を加え控除していました。扶養控除の見直しにより、同居する特別障害者については、特別障害者控除の額（30万円）に、23万円を加算し、53万円を障害者控除の額とします。16歳未満の年少扶養親族で、障害者控除に該当する扶養親族については扶養控除額はありませんが、障害者控除額は適用されます。

寄附金控除の見直し

寄附金税額控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられました。ただし、平成23年1月1日以降の寄附金から対象になります。

震災被災者の負担軽減について

東日本大震災で被害を受けた人は、所得税などの国税に関して、軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことで、税金の還付を受けることができます。詳しくは、税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

一部の高齢者は障害者控除が受けられます

市介護福祉課

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていない人でも、福祉事務所長が次の①～③の条件を全て満たす人と認定すれば、所得税や市・県民税の障害者控除が受けられます。

認定の条件

①市内に住所がある65歳以上の人
②介護保険の認定を受けている人
③医師の診断などで、中等度以上の認知症の症状が認められる人、または6か月以上寝たきりの人

申請方法

障害者控除対象者認定の申請は、本人か家族の印鑑を持って、市介護福祉課にお越しください。申請後、10日～2週間ほどで結果を通知します。

問い合わせ先　市介護福祉課☎23-9660番、FAX26-1768番

日本経済の「いま」を知る平成24年経済センサス

市企画課

総務省・経済産業省では、平成24年2月1日を調査期日として、全ての企業・事業所を全国一斉に調査します。

調査結果は、各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として活用されます。

「調査員証」を持った調査員が調査票をお届けしています。調査票に記入していただいた内容は、統計法に基づき秘密は固く守られますので、正確な記入をお願いします。

※センサス　調査対象すべてを調べる統計調査

問い合わせ先　市企画課☎30-6101番、FAX22-1398番

銃砲刀剣類の登録審査

県文化財保護課

美術品、骨董品としての火縄銃などの古式銃や刀剣類は、銃砲刀剣類所持等取締法により登録することが義務づけられています。登録されていない銃砲・刀剣類は、他人への譲渡はもちろん、所持することもできません。必ず登録してください。

日時　2月16日㈭午前10時～午後3時

場所　大津合同庁舎7B会議室（大津市松本一丁目）

持ち物

①銃砲刀剣類（現物）
②警察署発行の刀剣類発見届出済証
③審査手数料（1件6、300円）、または再交付手数料（1件3、500円）

問い合わせ先　県教育委員会文化財保護課☎077-528-4672番、FAX077-528-4956番

消費生活相談窓口つうしん　第37回

海外からの宝くじの当選通知に注意しましょう

消費生活相談窓口☎30-6144番

市内で最近起こった相談事例の情報をお伝えします。

以前からたびたび海外から宝くじの当選通知という内容の封書が届いていました。今回は、支払保証済み者6人の顔写真入りのものでした。当選金を受け取るためには2、000円の手数料がかかるということですが、信用できるのでしょうか。

この相談のほかにも「実際に手数料を払ったのに、いつまでたっても当選金が送られてこない、そのうえ次から次へと別の海外宝くじの当選通知が来るようになった」という事例が全国各地で多数あります。

このような封書はオーストラリアやドイツ、カナダなどの国からエアメールで送られてきますが、最近中国からも増えてきています。

あたかも当選金が無条件で受け取れると思わせるような封書を送りつけ、実際は、宝くじの購入申込をさせています。

海外の宝くじは日本国内で買うだけでも違法です。絶対手を出さないようにしましょう。

手数料をクレジット払いにしてトラブルに巻き込まれることがありますので、安易にカード番号を知らせることはやめましょう。郵送を止める有効な手段はありません。無視して処分してください。

このほか、訪問販売の契約トラブルなど、消費生活に関することは彦根市消費生活相談窓口にご相談ください。

おわびと訂正　広報ひこね1月1・15日号14ページ『募集』欄のうち「ポルトガル語教室」の記事で「初級Ⅱ」とあるのは、「初級Ⅳ」の誤りでした。おわびして訂正します。